平成２６年（フ）第５１０号
東京都町田市常盤町2945番地１メゾン・パルテールⅢ103
債務者　川原　史枝
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　淳子
4　破産債権の届出期間　平成26年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５０号
富山県砺波市高波687番地１、前住所岐阜県安八郡安八町森部1746番地の１
債務者　大坪　一三
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　敏彦
4　破産債権の届出期間　平成26年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月９日午後１時
6　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３５２号
熊本市西区二本木２丁目16番３―902号
コートベネッセ熊本駅南
債務者　桜井　史行
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　大志
4　破産債権の届出期間　平成26年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９８号
川崎市高津区子母口135番地１　アメニティ森105
債務者　渡邊　健一
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成26年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月16日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
相模原市南区鵜野森２丁目17番５―401号
債務者　坂元　　剛
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夏目　修司
4　破産債権の届出期間　平成26年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月30日午後４時
6　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２５２号
川崎市宮前区菅生３丁目31番６号
債務者　玉利　正義
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　健二
4　破産債権の届出期間　平成26年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
新潟市西区上新栄町２丁目11番15号
債務者　河野　龍也
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　俊
4　破産債権の届出期間　平成26年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午前11時35分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４９号
新潟市中央区東堀通１番町501番地１　パークサイド白山203号
債務者　河野　　彰
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　俊
4　破産債権の届出期間　平成26年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午前11時35分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５３号
新潟市中央区女池北１丁目５番１号
債務者　泉　　昌世
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　俊
4　破産債権の届出期間　平成26年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午前11時35分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２８号
群馬県高崎市箕郷町東明屋84番地、住民票上の住所群馬県前橋市関根町１丁目９番地８
債務者　星野　洋子（旧姓坂庭）
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都木　幹仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２３２号
新潟市西区東青山２丁目３番地１　ポストリオ202
債務者　古俣三枝子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊原真千子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５２号
仙台市青葉区荒巻中央15番27―406号
債務者　小棚木　久
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　敬文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３３号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙4957番地４
債務者　黒木　健博
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
山形県米沢市泉町２丁目３番26―８号
債務者　鈴木　雄介
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽生田　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
山形地方裁判所米沢支部